

市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」の剪定等について

1 維持管理の対応

倒木等の危険、通行障害、家屋等構造物接触、隣地越境、電線接触、危険樹高などに対して、維持管理の対応を行っています。

(1) 職員により対応

東側 No. 12、23、東側 No. 27、鳥井戸橋交差点鳥居北側東西 No. 1 他の剪定を行いました。

(2) 業者により対応

東側 No. 77、78、80 及び西側 No. 55、96 の伐採を行います、また、東側 No. 45、46、83～85、87、西側 No. 59、86、87、90、104 の剪定を行います。

* 東側 No. 77・伐採



2 非常災害のために必要な応急対応

風雨により、東側 No. 5 の折れた枝、No. 57 の折れた幹を回収しました。

* 東側 No. 57・折れた幹



3 保存に影響を及ぼす行為等への対応

西側 No. 30 の車両による接触事故によるものです。



4 その他

毎月及び風雨ののちに清掃を行っています。また沿線住民の方により、参道及び歴史ひろばの清掃を行っています。

